装官人第186号 27.10.1 一部改正 装官人第5569号 28.3.31

長官 房総務官官房 房 後 事 官官 官官房監察監査・評価官官房 長官官房 各 装備開発官 長官 房 艦 船 設 計 長 長 の た 機 関 の 長 た 機 関 の 長

欧

長官官房審議官 (公印省略)

防衛装備庁に勤務する隊員の勤務時間及び休暇の細部実施の運用について (通知)

標記について、防衛装備庁に勤務する隊員の勤務時間及び休暇の細部実施について(装官人第46号。27.10.1)第6の規定に基づき、別添のとおり定めたので通知する。

添付書類:防衛装備庁に勤務する隊員の勤務時間及び休暇の細部実施の運用

## 防衛装備庁に勤務する隊員の勤務時間及び休暇の細部実施の運用

# (勤務時間割振表の作成等)

- 第1 所属長(防衛装備庁に勤務する隊員の勤務時間及び休暇の細部実施について (装官人第46号。27.10.1。以下「長官通達」という。)第1に規定す る所属長をいう。以下同じ。)は、長官通達第2の規定に基づき勤務時間の割振 り及び日課の定めをする場合は、別紙様式に定める勤務時間割振計画表(以下「 計画表」という。)を作成するものとし、通勤の状況又は執務状況に変更がある 場合は、その都度、計画表を修正するものとする。
- 2 所属長は、長官通達第2第2項及び第5項の規定に基づき勤務時間の割振りの 指定をする場合は、計画表と別に休養日及び勤務時間の割振計画表を作成するも のとする。
- 3 所属長は、前2項の規定に基づき計画表を作成又は修正したときは、所部の隊 員に周知するものとする。

## (病気休暇等の承認の通報等)

第2 長官通達第4第2項及び第3項(同第5第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく通知又は通報は、別紙様式第2により行うものとする。

### 勤務時間割振計画表 (月分)

( 所属部課等 )

																												した	<b>川周</b> 百	祁課等	<u> </u>
日·曜日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
氏名																															
																															$\vdash$
																														<b> </b>	igwdown
																															$\vdash$
																														<b> </b>	<b> </b>
																									-			-			

### (記入要領)

- 甲:甲勤務 (8:30~17:15) ○ 乙:乙勤務 (9:30~18:15)
- 早出遅出勤務

①7:00~15:45、②7:15~16:00、③7:30~16:15、④7:45~16:30、⑤8:00~16:45、⑥8:15~17:00、⑦8:30~17:15、⑧8:45~17:30、⑨9:00~17:45、⑩9:15~18:00、⑪9:30~18:15、⑫9:45~18:30、⑬10:00~18:45、⑭10:15~19:00、⑮10:30~19:15、⑯10:45~19:30、⑰11:00~19:45、⑱11:15~20:00、⑲11:30~20:15、⑳11:45~20:30、㉑12:00~20:45、㉑12:15~21:00、㉑12:30~21:15、㉑12:45~21:30、㉒13:00~21:45、㉓13:15~22:00 ※ 国会等業務に係る早出遅出勤務の指定する場合、上記の①から⑳までの番号の前に「国」を付すこと。(例:国①)

殿

職名

休暇の承認について

標記について、別紙のとおり承認したので通報する。

別紙

休暇の	の種類	病気休暇 ・ 介護休暇											
職務の氏	D級等 名												
期	間	平成	年	月	日から平成	年	月	日まで					
事	由												
備	考												

注:1 「休暇の種類」欄は、該当する事項を〇印で囲むこと。

: 2 証明書類及び休暇簿 (病気休暇用・特別休暇用) の写を添付すること。